

2019 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(中小事業者等による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)

## 「2019 年度エコアクション 2 1 CO<sub>2</sub>削減プログラム補助事業」 支援相談人 募集要項

一般財団法人持続性推進機構

### 1. 2019 年度 Eco-CRIP 補助事業とは

#### 1.1. 概要

2019 年度エコアクション 2 1 CO<sub>2</sub>削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業 (以下、本事業) という。) は、『中小事業者による CO<sub>2</sub>排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業に要する経費の補助を行う事業』である。

本事業は、支援を通じて、CO<sub>2</sub>排出量削減対策が十分に進んでいない中小事業者等の CO<sub>2</sub>排出量削減活動を着実に進めるため、サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者等へ環境経営の専門家を派遣し、環境省が作成した「エコアクション 2 1 CO<sub>2</sub>削減プログラムの手引き」(以下、「Eco-CRIP の手引き」という。)を活用した、CO<sub>2</sub>排出量削減活動を行うために必要な経営スキルの習得支援と、社内における実践可能な環境経営体制の構築を支援する事業である。

本事業は中小事業者等の CO<sub>2</sub>排出削減を第一の目的と実施する支援であり、環境経営体制の構築及び第三者認証に基づく環境マネジメントシステム (以下、「EMS」という。)の認証取得支援は、中小事業者等による持続的な CO<sub>2</sub>排出削減を担保するためのツールとして位置付けられた第二の目的である。

#### 1.2. 留意事項

本事業は、「2019 年度エネルギー対策特別会計」を財源とする補助事業であるため、参加事業者における環境経営体制構築だけではなく、その支援及び取組期間において、CO<sub>2</sub>排出量の総量又は原単位での削減が強く求められている。このことから、参加事業者に対しては、消灯、空調管理、待機電力削減、エコドライブ、重機のエコ運転等の多くの業種業態に共通し、投資の必要が無く、即効性が高い省エネルギー、及び、業種業態に即した業務効率改善等による省エネルギーの取組を必ず提案し、その取組を支援し、事業活動からの直接的な CO<sub>2</sub>排出の削減を行わなければならない。なお、参加事業者の事業活動量の増加に伴い、CO<sub>2</sub>排出量の増加が避けられない場合を想定し、事業活動量に密接に関連する指標を複数準備しておく等、原単位についても工夫を凝らし、原単位ベースでの CO<sub>2</sub>排出量についても削減を達成し、取組及び支援の効果を証明することが必要となる。

なお、以上のことから、環境経営体制及び EMS の構築支援に終始した、EMS の登録審査受審を想定した適合性確認に終始した場合は支援とは認められず、補助対象から除外される。

## 2. 用語の定義

本補助事業における用語の定義は以下の通りである。

- ① **補助事業者**：本事業のうち事業全体に係る運営を行う者であり、2019年度の補助事業者は、一般財団法人持続性推進機構（以下、「IPSuS」という。）
- ② **間接補助事業者**：地域において本事業の実務全般を担当する者であり、IPSuSより選定された担当地域事務局
- ③ **支援相談人**：EMS 審査員で、IPSuSより委嘱を受けた者
- ④ **参加事業者**：本事業に参加を申し込み、採択を受けた中小事業者等
- ⑤ **事業実施規程**：本事業の運営にあたっての規則を定めた「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者等による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）事業実施規程」
- ⑥ **交付規程**：本事業の間接補助金に関する規則を定めた「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小事業者等による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業）交付規程」

## 3. 支援相談人の業務

### 3.1. 業務の概要

- ① 本事業の周知
- ② 消灯、空調管理、待機電力削減、エコドライブ、重機のエコ運転等、多くの業種業態に共通し、投資の必要が無く、即効性が高い省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の取組に対する支援
- ③ 参加事業者の業種業態に即した、本業に関連する省エネルギー・CO<sub>2</sub>排出削減の取組に対する支援
- ④ 参加事業者が独自で自社のエネルギー使用量を把握し、CO<sub>2</sub>排出量を算定する手法の習得支援
- ⑤ 参加事業者による持続的なCO<sub>2</sub>排出削減を担保することを目的とした、環境経営体制構築の取組に対する支援
- ⑥ 参加事業者に対する個別訪問支援毎の、間接補助事業者に対する、支援内容の具体的かつ適切な報告
- ⑦ 参加事業者における取組及び支援の結果として、間接補助事業者に対する、取組及び支援期間と前年同期間のCO<sub>2</sub>排出量及び経済的効果の算定結果報告
- ⑧ その他本事業の遂行に必要な事項

### 3.2. 支援

参加事業者に対する支援は、参加事業者が申込時に希望した3種類の支援パターンのいずれかとする。なお、支援1回あたりは、原則3時間とする。「詳細については、事業実施規程 8. 参加事業者によるCO<sub>2</sub>削減及び環境経営体制の構築のための取組内容・取組結果の報告期間等」を参照のこと。

- ① 支援パターン A：初歩的な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5回支援）
- ② 支援パターン B5：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（5回支援）
- ③ 支援パターン B3：より高度な環境経営体制構築のための取組に対する支援（3回支援）

### 3.3. コンサルタント料

支援相談人のコンサルタント料は、1事業者に対する完了した支援あたり、支援パターン A 及び B5 の

場合は 115,000 円、また、支援パターン B3 の場合は 69,000 円とし、それぞれ消費税を含む。支援相談人のコンサルタント料には、[3.1](#)の業務を行う上で必要な経費（各回の戸別訪問支援における人件費、交通費、通信費等）が含まれる。

支援相談人のコンサルタント料は、各戸別訪問支援回の支援報告、規定回数の戸別訪問支援の終了後の CO<sub>2</sub> 算定結果報告等を、間接補助事業者（担当地域事務局）が別に指定する期日までに、適切な記載内容で報告する等、所定の要件を満たした支援相談人に対して支払われ、間接補助事業者（担当地域事務局）が振込を行う。

ただし、支援を担当する参加事業者の責によって補助対象から除外された場合（担当する参加事業者が支援の途中で Eco-CRIP の取組を中止した、CO<sub>2</sub> 削減量及び経費等の算定のためのデータ提供ができない場合等）は、支援相談人のコンサルタント料は支払われない。この場合、支援相談人は、コンサルタント料（事業者が途中辞退の場合は訪問した支援回数分のコンサルタント料）を、支援を担当した参加事業者に対して請求することができる。コンサルタント料の請求を行おうとする支援相談人は、事前に間接補助事業者（担当地域事務局）の承諾を得なければならない。なお、支援相談人の責（各戸別訪問支援回の支援報告、規定回数の戸別訪問支援の終了後の CO<sub>2</sub> 算定結果報告等を、間接補助事業者（担当地域事務局）が別に指定する期日までに、適切な記載内容で報告しなかった等）によって補助対象から除外された場合は、そのコンサルタント料は支払われない。

### 3.4. 支援相談人の責務

支援相談人は、本事業に係る業務の実施にあたり、本事業の運営にあたっての規則を定めた事業実施規程、「Eco-CRIP の手引き」及びその他本事業の実施に関するルール並びに IPSuS が別に定める支援相談人の倫理規程を遵守するとともに、間接補助事業者（担当地域事務局）及び IPSuS の指示に従うものとする。また、業務の実施途中に、担当する参加事業者より苦情、意見等を受け付けた場合は、速やかに間接補助事業者（担当地域事務局）に報告するとともに、その対応について指示を仰ぐこととする。

## 4. 支援相談人の委嘱

### 4.1. 要件

支援相談人は、EMS 審査の担当が可能な EMS 審査員の資格を有する者であって、以下の要件を満たす者とする。

- ① 省エネルギー手法に関する知識を一定程度持つ者。
- ② 中小事業者等における、省エネの取組、活動、省エネ診断、温室効果ガスの検証、EMS 構築支援、コンサルティングあるいは EMS 審査に一定の経験を有すること。[本規程 3.1](#)に定める業務を、別途間接補助事業者あるいは補助事業者が定める期日までに、適切に遂行できること。
- ③ 平成 28、29 及び 30 年度の Eco-CRIP 補助事業において、支援相談人試験に合格した者。

### 4.2. 委嘱方法

本要項 4.1.の要件を全て満たす者本人からの申請に基づき、2019 年度 Eco-CRIP 補助事業の支援相談人として委嘱する。

ただし、補助事業審査委員会において、過去 3 年間の Eco-CRIP 事業における実績、活動地域等を総

合的に判断し、委嘱を認めない場合がある。

申請は、本文に氏名、審査員番号、2019年度 Eco-CRIP 支援相談人の認定を希望する旨を明記した電子メールに、直筆で記入及び署名をした誓約書を電子化したファイルを添付し、2019年7月31日(水)までに、eco-crip2@ea21.jp へ送信することで行う。電子メール以外での申請は、受け付けない。なお、申請及び委嘱の手続きは、無料とする。

#### **4.3. 委嘱数**

支援相談人の認定数は、特に制限を設けない。

#### **4.4. 認定期間**

支援相談人の認定期間は、委嘱の日から2020年3月31日までとする。

#### **4.5. 委嘱可否の通知**

IPSuS は、全ての申請者に対して、申請受理後1週間程度を目途に、補助事業審査委員会の審議結果に基づく委嘱可否の結果を電子メールで通知する。また、IPSuS は併せて、認定した支援相談人に対して、認定に関する手続き等について、電子メールによって直接連絡を行う。

#### **4.6. 受験にあたっての注意事項**

IPSuS は、補助事業審査委員会の審査結果、その他、支援相談人の委嘱に関する一切の事項について、開示しない。また、IPSuS は、結果に対する異議申立についても、受け付けない。

なお、支援相談人の募集に係る問い合わせは、電子メールでのみ受け付けるものとする。

【問い合わせ先：eco-crip2@ea21.jp】